

## 2章 構想を改訂する背景

### 2-1. 汚水処理施設の早期概成

国の汚水処理人口普及率<sup>※6</sup>は、平成 27 年度末現在 89.9%となり、全国的にみると下水道の整備もピークを過ぎたことから、各自治体においては、今後、下水道施設の老朽化対策並びに改築及び更新へ円滑に移行する必要があります。

このような状況のもと、国土交通省、農林水産省及び環境省の3省は、平成 26 年 1 月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、汚水適正処理構想を社会情勢の変化等に合わせ見直し、汚水処理施設の早期概成<sup>※7</sup>を目指すように、各自治体に求めたところです。

本市の下水道処理人口普及率<sup>※8</sup>は平成 27 年度末現在 42.7%で、国及び広島県の普及率（国：77.8%、広島県：72.8%）と比べると低い水準にあることから、今後、未整備地域について、どこまで整備できるかを明確にした上で、下水道整備区域の見直しを行う必要があります。（図 2.1）

併せて、今後本格的に到来する汚水処理施設の更新時期を見据え、下水道をはじめとする汚水処理施設の早期概成に向けて本構想の見直しを行うものです。

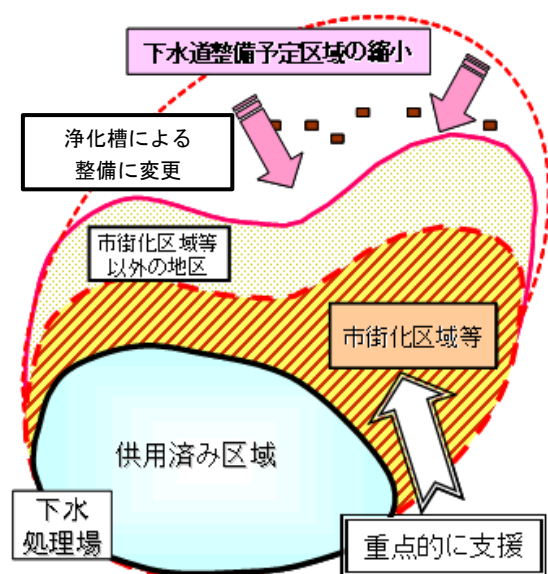


図 2.1 下水道計画の見直しと重点的支援地区のイメージ(国土交通省 HP より)

※6 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水及び浄化槽を利用している人口を、行政区域内人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標をいう。

※7 早期概成：今後 10 年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各汚水処理施設の整備が概ね完了することをいう。

※8 下水道処理人口普及率：行政区域内人口に対する下水道を利用できる人口の割合をいう。

## 2-2. 関連する計画

本構想は、「第四次東広島市総合計画」（平成 19 年度）、「広島県污水適正処理構想」（平成 26 年度改訂）を上位計画とし、「第 2 次東広島市都市計画マスタープラン」（平成 23 年度）、「東広島市長期人口ビジョン」（平成 27 年度）、「東広島市下水道未普及解消整備計画」（平成 28 年度）等との整合及び調整を図りつつ、污水处理施設の効率的かつ適正な整備手法を定めるものです。

なお、本構想は、広島県污水適正処理構想の見直しの際にその内容を反映し、整合を図ります。

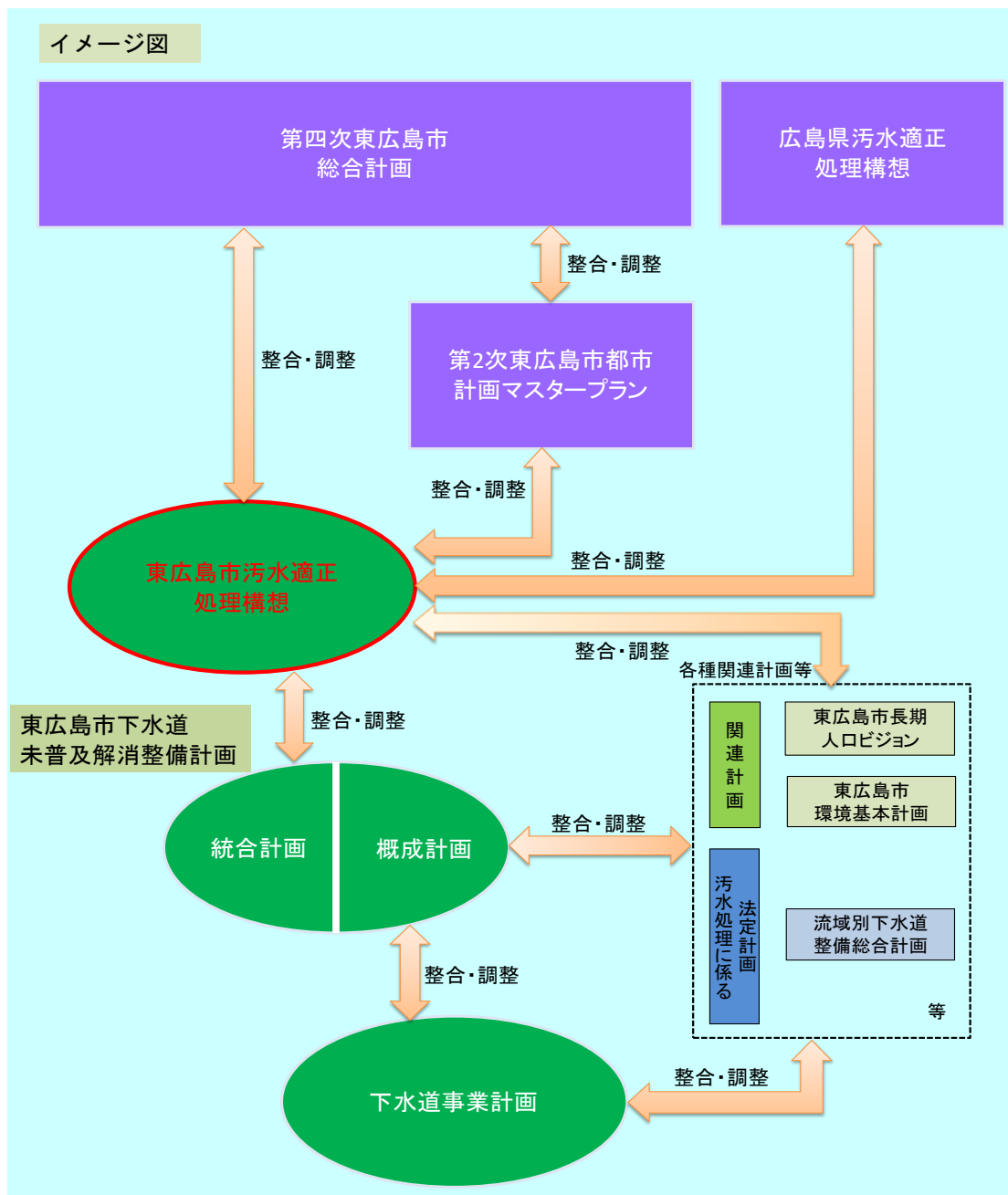


図 2.2 東広島市污水適正処理構想の位置付け